

マンションのこと みんなでなんでも話し合ってみよう 連続座談会ニュース

第97号

板橋マンション管理組合ネットワーク

先日の通常総会へ出席された方は大変お疲れさまでした。
交流会も開催できてよかったです。(総会・交流会の詳細は62号広報紙の特集に載せる予定です)

早く座談会も元のように参加者が増えて、「テーマ」も復活できるといいのですが…。
今回も基礎知識の問題を出題することにします。
広報紙にも同じ問題載せていますが、一足早く座談会で取り上げます。



いまさら聞けないマンション基礎知識 ③

- Q1 監事は理事ではない。(○ ×) ←○か×か
- Q2 総会を招集できるのは理事長だけである。(○ ×)
- Q3 町会(自治会)入会は任意である。(○ ×)
- Q4 地震、台風等で居室の窓ガラスが割れた場合、
「 **区分所有者** **管理組合** 」が補修する。 ←どちらかに○
- Q5 専有部分である居室を管理組合の集会室とした場合、この部分を
「 **法定** **規約** 」共用部分という。
- Q6 管理費等の滞納は
「 **5年** **10年** 」で時効となる。